

## 函館市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部について市が補助金を交付することにより、市内の建築物の耐震化を図り、もって地震による住宅の倒壊の被害から市民の生命、身体および財産を保護し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋および共同住宅で木造のものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (2) 耐震診断員 市内に事業所、支店または営業所を置く建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所をいう。）に所属している建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。）で、北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の区分で登録している者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断員が、財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法または精密診断法により行う診断をいう。

### (補助対象住宅)

第3条 補助の対象とする住宅は、次に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 市内に存する昭和56年5月31日以前に建築または着工されたものであること。
- (2) 3階建て以下の在来軸組構法のものであること。
- (3) この要綱による補助金の交付を受けたことがないものであること。

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等に明らかな法令違反がないものであること。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、補助対象とする住宅を所有している者で、市税の滞納がない者とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象住宅1棟につき耐震診断に要する費用（消費税相当額を除く。）の額の3分の2以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、6万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断に要する費用の見積書
- (2) 住宅の所有者を確認できる書類
- (3) 住宅の付近見取図および外観写真
- (4) 申請者の市税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、補助金交付について条件を付し、または補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

4 市長は、第1項の審査により補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

（着手）

第8条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受ける前に耐震診断の契約をしてはならない。

2 前条第2項により補助金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、耐震診断に着手したときは、速やかに着手届出書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 耐震診断に係る請負契約書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下げ届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 交付決定者から前項の規定により届け出があったときは、補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の変更）

第10条 交付決定者は、耐震診断に係る事業の内容または耐震診断に要する費用の額の変更をしようとするときは、変更申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断に要する費用の額が変更になる場合においては、見積書

(2) 変更内容を審査できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（事業の変更承認）

第11条 市長は、交付決定者から前条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付決定額を変更する場合は変更承認・補助金交付決定変更通知書（別記第7号様式）により、補助金の交付決定額に変更を生じない事業内容の変更を承認する場合は変更承

認通知書（別記第8号様式）により、交付決定者にそれぞれ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第9号様式）に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 耐震診断員が作成した診断報告書の写し

(2) 耐震診断に要した費用の支払いを証する領収書の写しまたは請求書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、耐震診断の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第10号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、耐震診断の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定および通知をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときには、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他この要綱またはこれに基づく市長の措置に違反したとき

(3) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき

(4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第16条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第17条 市長は、第13条第2項による命令または第15条の規定により補助金の交付の決定の取消しをするときは、交付決定者に対してその理由を示すものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助金の交付を受けた者は、この事業に関する書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

2 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。